【資料1（別紙2）】サービスごとに実施するべき研修・訓練・委員会

	実施すべき項目 ＼ サービス名	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
○研修名															
1	身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修（年２回以上）								○	○	○		○	○	○
2	業務継続計画に基づいた研修（年２回以上）										○		○	○	○
3	業務継続計画に基づいた研修（年１回以上）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
4	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修（年２回以上）												○	○	○
5	感染症の予防及びまん延の防止のための研修（年２回以上）										○				
6	感染症の予防及びまん延の防止のための研修（年１回以上）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
7	事故発生防止のための研修（年２回以上）												○	○	○
8	高齢者虐待防止の指針に基づいた研修（年２回以上）										○		○	○	○
9	高齢者虐待防止の指針に基づいた研修（年１回以上）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
10	認知症介護基礎研修　（無資格者）		○				○	○	○	○	○		○	○	○
11	新規採用時職員研修【必須】（身体的拘束適正化のための研修）								○	○	○		○	○	○
12	新規採用時職員研修【必須】（業務継続計画に基づく研修・感染症の予防及びまん延の防止等のための研修）										○		○	○	○
13	新規採用時職員研修【望ましい】（業務継続計画に基づく研修・感染症の予防及びまん延の防止等のための研修）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
14	新規採用時職員研修【必須】（事故発生防止のための研修）												○	○	○
15	新規採用時職員研修【必須】（虐待防止のための研修）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○訓練名															
1	非常災害対策訓練						○	○	○	○	○		○	○	○
2	業務継続計画に基づいた訓練（年２回以上）										○		○	○	○
3	業務継続計画に基づいた訓練（年１回以上）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
4	感染症の予防及びまん延防止のための訓練（年２回以上）										○		○	○	○
5	感染症の予防及びまん延防止のための訓練（年１回以上）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
○委員会名															
1	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（３月に１回以上）								○	○	○		○	○	○
2	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（３月に１回以上）												○	○	○
3	感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（６月に１回以上）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
4	事故発生防止のための委員会（定期的に）												○	○	○
5	虐待の防止のための対策を検討する委員会（定期的に）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○